

●香川県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成20年5月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	名 称	所 在 地
平成20年4月1日	藤田医院	観音寺市昭和町3丁目5番20号